

公 告
(監査委員)

茨城県監査委員公告第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、筑西市 笠原昭治の請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成23年9月20日

茨城県監査委員	鶴岡正彦
同	藤島正孝
同	小沼均
同	齋藤良彦

住民監査請求の監査結果

1 監査請求の内容及び請求人

(1) 請求の趣旨

筑西市小川字八丁268番8, 4.62㎡の土地（以下「本件土地」という。）は、その地目が公衆用道路という行政財産であるにもかかわらず、茨城県知事若しくは職員が公衆用道路としての体をなさないほど完璧に管理を怠っているので、請求人は、監査委員に対し、当該怠る事実を改めるために必要な措置を講ずべきことを求めている。

(2) 請求原因

請求人が、本件請求書を提出するに当たって、本件土地の管理状況を確認したところ、明らかに行政財産の管理を怠っている事実があった。

(3) 請求人

筑西市
笠原 昭治

2 請求の受理

(1) 請求書の受付

平成23年7月11日に請求人が本件請求書を持参し、同日付けで受け付けた。

(2) 補正命令に対する回答書及び怠る事実を証する書面の受付

ア 監査請求においては、監査の対象となる行為を個別・具体的に摘示することが必要とされていることから、平成23年8月3日、請求人の主張する行政財産（公衆用道路）の怠る事実について、どのように管理を怠っているのか文書で具体的に説明するよう補正命令を行うとともに、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の怠る事実を証する書面を提出するよう求めた。

イ 平成23年8月10日、請求人から、怠る事実を証する書面として、現地の写真の提出があり、また、怠る事実の説明として、本件土地が、県道どころか、田んぼのあぜ道の役すらも果たしていない、草茫々の管理の有り様である旨を記載した回答書の提出があったので、本件請求は、法第242条の所定の要件を具備しているものと認め、平成23年7月11日に遡りこれを受理した。

なお、請求人は当該補正に7日間を要したことから、監査期間を7日間延長し、監査の期限を平成23年9月16日までとした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成23年8月26

日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人から新たな証拠の提出はなく、また、怠る事実の内容について、請求人は、請求内容と全く無関係な事柄を説明するのみで、補足説明はなかった。

このため、監査委員から、怠る事実の内容は草茫々になっているということであり、それを証明するものが写真であるということなのか確認したところ、請求人は、そのとおりと陳述した。

4 監査の実施方法

平成23年8月24日に監査委員が、現地において茨城県筑西土木事務所長から徴した資料についての事情聴取を行うとともに、本件土地の調査を実施した。

5 監査の実施

(1) 茨城県（筑西土木事務所）の意見

本件土地を直接管理している茨城県筑西土木事務所長は、監査委員へ提出した資料及び事情聴取において、本件土地について、次のとおり述べている。

- ① 本件土地の境界は、プラスチック杭や鋸の境界杭が設置してあり、確定できる。
- ② 本件土地は、筑西市道の法部分であり、道路を通行する上で支障になる枝等もなく、法高も低く、安全に通行でき、適切に管理を行っている。

(2) 現地調査の結果

平成23年8月24日に茨城県筑西土木事務所の立会いのもと、監査委員及び事務局職員が現地調査を実施したところ、本件土地はプラスチック杭と鋸とで隣接地と区分され、また、プラスチック杭等で特定された本件土地の草木等は刈り取られ、請求人が主張するような草茫々の状況にはなく、住民の通行に支障がないことを確認した。

6 監査の結果

(1) 判断

請求人が平成23年8月8日に本件土地の管理状況を確認した結果、草茫々の状況であるので、請求人は管理を怠る事実があると主張しているが、平成23年8月24日に監査委員が現地調査を実施したところ、請求人の主張するような草茫々の状況にはなく、住民の通行に支障がない。また、本件土地はプラスチック杭等で特定されており、茨城県筑西土木事務所において適切に管理していることが認められた。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(2) 結論

請求人の主張、確認した事実をもとに判断したところ、以上のとおり、県が

財産の管理を怠っている事実は認められず，請求には理由がないので，これを棄却する。